

消費税の課税事業者を1年間だけ選択する場合の具体例

当期も翌期も免税事業者だが、売上のダウンで、当期は課税事業者を選択して消費税の還付を受け、翌期は免税事業者に戻りたいという法人



【申請手続き】

- ・ 10条1項(3項)特例承認申請書の提出
- ・ 課税事業者選択届出書の提出
- ・ 試算表、損益計算書、売上帳など添付 (帳簿他、請求書の保存が必要)



特定課税期間から課税事業者の選択をやめる場合は、特定課税期間の確定申告書の提出期限が申請期限となる。しかし、特定課税期間の末日 (R2.3.31) が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日 (2年経過日 R3.3.31) よりも前になる場合は、**2年経過日 (R3.3.31) の属する課税期間の末日 (R3.3.31) と、課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日 (R3.3.31) とのいずれか早い日 (R3.3.31) が申請期限となる。**

【申請手続き】

- ・ 10条1項(3項)特例承認申請書の提出
- ・ 課税事業者選択不適用届出書の提出

消費税の課税事業者の選択を1年間だけやめる場合の具体例

課税事業者の選択をしていたが、設備投資計画の翌期へのずれこみで、当期は免税事業者（免税要件を満たす）とし、翌期は課税事業者に戻りたいという法人



特定課税期間の確定申告の提出期限（個別延長申請の対象）**までに**申請書類を提出

【申請手続き】

- ・ 10条1項(3項)特例承認申請書の提出
- ・ 課税事業者選択不適用届出書の提出
- ・ 試算表、損益計算書、売上帳など添付（帳簿他、請求書の保存が必要）



特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日（R2.5.31は休日のためR2.6.1）までに申請書類を提出（個別延長申請の対象）
特例により1年間だけ課税事業者の選択をやめる場合、やめる場合の申請期限と、再び課税事業者を選択する申請期限が同じ日になる。

【申請手続き】

- ・ 10条1項(3項)特例承認申請書の提出
- ・ 課税事業者選択届出書の提出